

I G L ナーシングホームシャレー（空床利用型）

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設する I G L ナーシングホームシャレー（空床利用型）（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 「隣人愛」を基本理念とし、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 I G L ナーシングホームシャレー
- 2 所在地 広島県広島市安佐南区上安六丁目 31 番 2 号

（職員の職種及び員数）

第4条 事業所に勤務する職種及び員数は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する。）

- (1) 施設長 1 名（常勤）
- (2) 医師 1 名以上（非常勤）
- (3) 生活相談員 1 名（常勤）
- (4) 介護職員 50 名以上
- (5) 看護職員 5 名以上
- (6) 機能訓練指導員 1 名（常勤）
- (7) 管理栄養士 1 名（常勤）
- (8) 事務職員 1 名以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じ、その他の職員をおくことができる。

3 職種により他の職務との兼務ができる。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める事業所職員の職務内容は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行い、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、事業所の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活指導、面接、調査ならびに利用者の介護、行事等の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、居宅（介護予防）サービス計画に基づき、利用者の日常の介護相談及び援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護、ならびに保健衛生管理に従事する。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復及びその減退を防止するために個別機能訓練を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 事務職員は、庶務及び会計事務、施設内外の環境整備に従事する。

(利用定員)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 IGLナーシングホームシャレーの定員90名以内

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は広島市全域とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護

2 通常の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、事業所所有の自動車を使用した場合、実施地域を越えた地点から自宅までの走行距離に1キロメートル30円を掛けて算出し、小数点第一位を切り上げとする。

3 その他の費用

事業所は前項の費用の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

4 事業所は、第3項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、第3項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書（明細記載書類）を利用者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、施設長に報告しなければならない。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び施設長に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 1 人権擁護・虐待防止責任者には、施設長を充てる。
- 2 組織運営の健全化
 - (1) 介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。
 - (2) 個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - (3) サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- 3 職員の負担やストレスへの対応
 - (1) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる事業所については、配慮を行う。
 - (2) 職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- 4 チームアプローチ、職員間の連携
 - (1) 個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化する。
 - (2) 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 5 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - (1) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - (2) 目標とする介護の理念を職員間で共有する。
- 6 ケアの質の向上
 - (1) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - (2) アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - (3) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- 7 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- 8 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) (1)～(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は施設長を充てる
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第12条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

- 2 事業所は、身体拘束の廃止に向けて関係職員が幅広く参加できるケースカンファレンス等を実施する。
- 3 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係職員を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ行うこととし、本人又は家族への説明と同意を得るものとする。
- 4 前項の本人・家族への説明と同意に当たっては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行なう。
- 5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明する。

6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第13条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
- (2) 入所生活の規則は介護老人福祉施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職員の質の確保）

第16条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

採用時研修	採用後	1ヶ月以内
継続研修	年2回以上	

（守秘義務及び個人情報の保護）

第17条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第18条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と当事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

（改正）

第19条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人 I G L 学園福祉会理事会の議決を経るものとする。

（施行）

第20条 この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成30年 4月 1日から改正する。
- 2 この規程の一部を、令和 4年 2月 1日から改正する。
- 3 この規程の一部を、令和 6年 4月 1日から改正する。